

水道使用者等変更届出書

松前町長 あて

下記のとおり変更したいので届け出ます。

検針票などに書いてある  
10桁の数字です

※太枠内のみ御記入ください。

届出年月日	令和 ●年●月●日	検針番号 <small>分かれれば記入願います</small>	●●●●●●●●●●
届出者	住所	〒 ●●●●-●●●● 伊予郡松前町大字北黒田7777-777	
	(フリガナ)	マサキ タロウ	登録者との続柄
	氏名	松前 太郎	本人
	電話番号	●●●●-●●●●-●●●●	
水道の場所	伊予郡松前町大字	北黒田7777-777	
	アパート名・号室等		
変更日・内容	【 入居 ・ 退去 ・ 売買 ・ 閉栓 ・ 相続 ・ その他 ( ) 】	年 月 日	【 使用者 ・ 所有者 ・ その他 ( ) 】
住所	今までの登録者 <small>※退去の場合は引越先・大家さん等は自宅の住所を記入</small>		新しい登録者
	〒 ●●●●-●●●●		
	伊予郡松前町大字神崎5555-555		
	フリガナ		
	マサキ タロウ		
氏名	松前 太郎		
電話番号	●●●●-●●●●-●●●●		
生年月日 <small>相手方は省略可</small>	T・S・H ●年●月●日	T・S・H	年 月 日
特記事項	〔 郵便物の送付先を別途指定される場合は、変更する対象物（請求書・検針票）と宛先を記入してください。 〕		
※注意事項あり。なお、窓口で手続できない場合はお早めに手続をお願いします。			

※松前町水道事業給水条例及び松前町水道事業給水条例施行規程が契約の内容となります。内容確認については、松前町ホームページを御覧いただくか、上下水道課窓口にて御依頼ください。

※閉栓とは、水道メーターを取り外すことで、水道の利用を中断することではありません。また、閉栓工事費の納付確認後でなければ実施できません。

※検針番号が不明である場合は、水栓場所の確認をするためお問合せさせていただくことがあります。

精算・請求月 納付方法	月精算 口座 ・ 郵送		月請求 集金 ・ 口座 ・ 郵送 【検針票】 投函 ・ 返却
検針区	HT	口径 mm	使用期間 ( / ~ / )
量水器情報	量水器番号	—	( m <sup>3</sup> ~ m <sup>3</sup> )
検針	最終検針 ( / )	指針	使用水量 [通常・随時・指定・閉栓] m <sup>3</sup> m <sup>3</sup>